



病床確保フェーズごとの 確保病床数の見直し

令和4年11月15日

健康医療局

入院管理の指針変更に伴うコロナ病床の増床

- 令和4年7月8日にオミクロン株の特性を踏まえた感染対策指針を策定し、従来の**病棟単位**の入院管理から**病室単位**とすることを可能に。
- その結果、医療機関から**増床**の申し出が実現（令和4年11月8日時点 47病院 約360床）。

感染拡大速度が速く、重症化しにくいオミクロン株の特性を踏まえ、**フェーズ4及び災害特別フェーズの中等症・軽症の病床数を、それぞれ+100床増床する。**

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	災害特別
現行	120 (うち重症20)	1,000 (うち重症100)	1,300 (うち重症130)	1,700 (うち重症160)	2,100 (うち重症210)	2,100+400 (うち重症210+60)
見直し案	120 (うち重症20)	1,000 (うち重症100)	1,300 (うち重症130)	1,700 (うち重症160)	2,200 (うち重症210)	2,200+400 (うち重症210+60)
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし	+100床 (重症:増減なし)	+100床 (重症:増減なし)